

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件  
原告;三輪唯夫外3名  
被告;岐阜県、国

## 原告第15準備書面

岐阜地方裁判所 御中  
(民事第2部合議係)

2019年7月22日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田	秀樹	
同	笹田	参三	
同	小林	明人	代
同	井上	卓也	代
同	山本		妙
同	岡本	浩明	代
同	見田村	勇磨	代
同	安藤		博代
同	樽井	直樹	代
同	原	秀一	代
同	清水		勉代
同	武藤	糾明	代

《 目 次 》

- 第1 情報の保管の全てが抹消請求の対象である
- 第2 岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課においてが保管している  
情報
- 第3 警察庁警備局において保管している情報
- 第4 まとめ

原告らは、個人情報抹消請求の請求原因につき、以下のとおり主張する。

## 第1 情報の保管の全てが抹消請求の対象である

### 1 原告らの様々な個人情報を保管している公安警察

原告らは、岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課（以下、「岐阜県警警備部等」という。）が、原告らに関する個人情報を保管していることの全てが原告らの権利を侵害する違法なものであり、抹消請求の対象であって本件議事録に記載された情報に限定されるものではないと主張するものである。

すなわち、本件訴訟において、岐阜県警警備部等は、未だに原告らの個人情報の保管の実態を明らかにしていない。しかしながら、これは岐阜県警警備部等が原告らの個人情報を保管していないということではない。保管しているが、その内容を明らかにしないというものである。岐阜県警警備部等が原告らの個人情報を保管していることは、本件議事録の記載から明らかである。大垣署の警察官は、原告らの個人名を出したうえで、その者に関する個人情報を告げている。大垣署の警察官が、その場の個人的な思い付きで言っているはずはなく、職務としてこのような対応をしていたのであるから、大垣署の警察官の発言内容は、岐阜県警警備部等が保管しているものの一部に基づいていると理解されるべきものである。どのような情報が保管されているかについては、本件議事録から判断できる内容もあるが、議事録に書かれている内容が全てだということはありません。大垣署の警察官が原告ひとりひとりの氏名を出して同人に関する説明をするとき、当該説明ができるための基盤となる個人情報が保管されていて、それを警察官が確認できるようになっているのである。例えば、警察白書で公表されている公安警察の活動内容からすると、反基地運動や、原子力発電所の再稼働反対運動、共謀罪法案反対運動などの大衆運動を監視対象にしていることが明らかにされており、それは大衆運動に関わっている者の動向を把握し、情報を収集し、分析していることを示すものである。

合法的な活動をする者の動向を把握しようとしたとき、その者の個人情報について収集すべき情報とそうでない情報の線引きはない。収集できるものは何でも収集して分析に利用するとならざるを得ない。

岐阜県警警備部等が、シーテック社ではなく、ゴルフ場開発事業者、その他の自然を開発しようとする業者、原子力発電事業を実施する、あるいはその関連の事業者との間で情報交換をした場合のことを想定すると、そのときには、本件において提供された情報とはまた切り口の異なる情報が事業者提供されたであろうことは疑いの余地がない。

以下では、本件議事録から類推される、岐阜県警警備部等が保管している情報の種類を明らかにするが、岐阜県警警備部等が保管している原告らの情報データベースは、風力発電事業者とのやりとりに必要な情報以外に、さらに広い範囲の多様な情報が集積されているというべきである。なお、議事録記載の情報は、正確とはいえない情報も含まれているが、それらを岐阜県警警備部等が提供したことを前提として論ずる。

## 2 そして、以上のことは、警察庁警備局にそのまま当てはまる。

警察法第5条（任務及び所掌事務）は、その第4項第4号において、「次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。」と規定し、イ、ロ、ハの3項目を挙げている。ここで特徴的なのは、「地域の公安」ではなく、「国の公安」としていることである。

ハは犯罪であるが、イ及びロは犯罪とは限らない。警察庁警備局がこれらの事案を扱うとき、同局だけで独自に必要な情報を全国から収集することはできない。警察庁警備局が十分な機能を果たすには、都道府県警察に情報を収集させ、それを報告させ、集積し、分析するという方法によらざるを得ない。

岐阜県警警備部が収集した原告らに関する個人情報は警察庁警備局に報告（提供）され、保管され、分析されているのである。

## 第2 岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保管している情報

### 1 はじめに

上述のとおり、原告らが抹消請求の対象としている情報は、岐阜県警警備部等が保管している情報の全てであり、本件議事録に記載された情報に限定されない。以下では、原告毎に、岐阜県警警備部等が保管している情報について主張する。

### 2 原告三輪に関する情報

#### (1) 議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア シーテック社が大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」（以下、「南伊吹風力発電事業」という）の是非をめぐる活動への関与に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告三輪が「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報をシーテック社に提供しており（I f）、その前提として、岐阜県警警備部等は、原告三輪が南伊吹風力発電施設建設に反対している旨の情報を保管している。また、風力発電に関する勉強会を開催したこと（IV c）、いちのせグリーンプラザ使用申し込みをしたこと（IV g）につき、シーテック社から情報を収集しており、これらの情報も保管している。

#### イ ゴルフ場開発反対運動に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告三輪が「メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した（I g）との情報をシーテック社から収集しており、かかる情報を保管している。もっとも、岐阜県警警備部等はこの情報を既に保管していたものとみられる。

#### ウ 弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告三輪が「岐阜コラボ法律事務所と繋がり」があるこ

と、原告松島と交代で友の会役員を行っている(Ⅱ k)との情報を提供しており、弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報を保管している。

エ 原告船田との交友関係に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、それが正しいかどうかは別にして、原告三輪が原告船田と強くつながっており、そこから反対運動が全国に広がってゆく可能性があるとして評価しており(Ⅲ o)、原告三輪と原告船田の交友関係に関する情報を保管している。

オ 特定政党への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民が嘆願書を提出し、原告三輪が記者会見で意見を述べた新聞記事を読み、「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」(Ⅲ n)との評価をしている。このような評価をしているのは、その評価が正しいかどうかはともかくとして、岐阜県警警備部等が、原告三輪と日本共産党とが何らかの関わりを持っていると決めつける根拠となる情報を保管していることがうかがえる。

(2) 議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告三輪に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告三輪がぎふコラボ友の会に所属していること及びその役員をしている情報(Ⅱ k)、原告船田との交友関係に関する情報(Ⅲ o)を、シーテック社に提供している。その前提として、岐阜県警警備部等は、原告三輪の市民運動以外の社会生活に関する情報を保管している。

岐阜県警警備部等は、原告三輪が、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である(Ⅰ f)との情報を提供している。これは、原告三輪が、過去に「自然に手を入れる行為自体に反対する活動」、すなわち自然環境の保護を目的とした市民運動などに参加した経歴(以下、「市民運動歴」と表

現する)を把握していたことが明らかであり、その情報量も「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」と評価しうる程度の膨大なものであることが伺える。これと同様のことが、「岐阜県内でも活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画しており」という発言からも読み取ることができる。原告三輪の過去の社会的政治的活動につき広く情報を保管していることは明らかである。

さらに、これらの情報は、いずれも活動内容についてのみの情報ではなく、市民運動における立場や原告三輪の思想内容に関する情報である。したがって、これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部等は原告三輪の自然や希少動物を保護すべきであるという思想信条に関する情報を保管している。

### (3) 上記以外の一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

## 3 原告松島に関する情報

### (1) 議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア 南伊吹風力発電事業の是非をめぐる活動への関与に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告松島が「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報をシーテック社に提供しており (I f)、また、原告松島が風力発電事業に関して法律事務所に相談に行った気配があるとの情報を提供している (II 1)。このような情報提供の前提として、岐阜県警警備部等は、原告松島が風力発電事業の是非をめぐる活動への関与に関する情報を保管している。

#### イ ゴルフ場開発反対運動に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告松島が、「以前メナードゴルフ場建設時にも反対派

として活動」した（I g）との情報をシーテック社から収集しており、保管している。もっとも、岐阜県警警備部等はこの情報を既に保管していたものとみられる。

#### ウ 弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告松島が、「岐阜コラボ法律事務所と繋がり」を持っていること（I 1）、2014年度ぎふコラボ友の会の役員となったこと（II j）、原告三輪と交代で友の会の役員を行っていること（II k）、本件施設建設に関して法律相談をしたこと（II 1）について、シーテック社に情報提供としており、その前提として、岐阜県警警備部等は弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報を保管している。

#### エ 特定政党との関係

岐阜県警警備部等は、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民が嘆願書を提出し、原告三輪が記者会見で意見を述べた新聞記事を読み、「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」（III n）との評価をしている。このような評価をしているのは、その評価が正しいかどうかはともかくとして、岐阜県警警備部等は、原告三輪のみならず、原告松島と日本共産党とが何らかの関わりを持っているとの情報を保管しているからである。

#### (2) 議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告松島に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警大垣署警備課警察官は原告松島を「松島住職」と呼んでおり（II j）、原告松島の職業に関する情報をシーテック社に提供している。また、原告松島の妻の地元における役割、立場に関する情報を収集している（II 1）。さらに、2014年度ぎふコラボ友の会役員になった（II j）こと、原告三輪と交代で友の会役員を行っているようである（II k）との情報を提供している。これらの情報

を提供する前提として、岐阜県警警備部等は、市民運動に限らず、原告松島の私生活及び社会生活に関する情報を保管している。

岐阜県警警備部等は、原告松島が、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である（I f）との情報を提供している。これは、原告松島が、過去に「自然に手を入れる行為自体に反対する活動」、すなわち自然環境の保護を目的とした市民運動などに参加した経歴（以下、「市民運動歴」と表現する）を把握していたことが明らかであり、その情報量も「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」と評価しうる程度の膨大なものであることが伺える。これと同様のことが、「岐阜県内でも活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画しており」という発言からも読み取ることができる。原告松島の過去の社会的政治的活動につき広く情報を保管していることは明らかである。

さらに、これらの情報は、いずれも活動内容についてのみの情報ではなく、市民運動における立場や原告松島の思想内容に関する情報である。したがって、これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部等は原告松島の自然や希少動物を保護すべきであるという思想信条に関する情報を保管している。

### （3）上記以外の一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

## 4 原告近藤に関する情報

### （1）議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア 私生活に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告近藤について、大垣市内に居住すること（I m）、「60歳を過ぎているが東京大学を中退している」（I n）との情報を

シーテック社に提供している。その前提として、岐阜県警警備部等は、原告近藤の住所、年齢、学歴などの私生活に関する情報を保管している。

イ 自然環境保護に関する市民運動についての個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤について、「自然破壊につながることは敏感に反対する」と評価しているが（I m）、その前提として、自然環境保護に関する原告近藤の過去の市民運動歴についての情報を保管している。

ウ 弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤とぎふコラボとの連携により、大々的な市民運動へと展開する可能性があるとして評価しており（I o）、このような評価の前提として、原告近藤とぎふコラボの関係に関する情報を保管している。

エ 日常の動静に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が、「風車事業に対して動き出す気配がある」と評価しており（IV b）、その前提として、原告近藤の日常の動静に関する情報を保管している。

オ 2014年6月26日に行われた中部電力株式会社の株主総会における発言内容などの個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が上記総会において質問をしたこと（IV h）、及びその質問内容（IV j）について、シーテック社から情報を収集しており、保管している。

カ 西濃憲法集会への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が、ぎふコラボの主催する「西濃憲法集会」が一息ついたため、風車事業反対活動に本腰を入れそうであると評価し（IV m）、その前提として、原告近藤が「西濃憲法集会」に関与していること及びその関与の程度につき、情報を保管している。

キ 徳山ダム建設中止を求める運動及び同訴訟への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であ

ると評価しており（IV o）、その前提として、徳山ダム建設中止を求める運動及び同訴訟への関与につき、情報を保管している。

#### ク 武田恵世との関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警察官は、内容の真偽はともかくとして、原告近藤が徳山ダム建設中止訴訟の際に武田恵世と知り合ったこと（IV p）、その後、原子力発電反対でも同人とつながっていること（IV p）につき、シーテック社に情報提供している。その前提として、岐阜県警警備部等は、原告近藤と武田恵世との交友関係などについて、何らかの情報を保管しているとみられる。

#### ケ 反原発・自然環境保護運動への関与に関する個人情報

原告近藤は、風力発電施設建設に関する運動には何ら関与していないにも関わらず、第1回目の情報交換で名前を挙げられている。さらに、岐阜県警警備部等は、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せる」（IV r）と評価している。これは、岐阜県警警備部等が、原告近藤の過去の市民運動の内容に着目し、風力発電施設建設に関しても何らかの運動をする可能性があるとして評価したためである。このような評価をする前提として、岐阜県警警備部等は、原告近藤の過去の市民運動への関与に関する情報を保管している。

#### (2) 議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警警備部等は、原告近藤の年齢、学歴、特徴について情報を収集して提供しており（I m、n）、原告近藤の私生活に関する情報を広く保管している。

また、原告近藤と弁護士法人ぎふコラボとの関わり、西濃憲法集会への関わり、徳山ダム建設中止訴訟への関わりなどの情報を提供していることから、広く原告近藤の社会生活についての情報、市民運動との関わりについての情報を保管している。

さらに、岐阜県警警備部等は、原告近藤が「自然破壊につながることは敏感に反対する」と評価し（I m）、原告近藤が他者と連携することで本件事業が停滞すると考え（I n、o）、このような連携を回避したいと意思表示し（I p）、今後の本件事業に対する原告近藤の行動を予測している（IV m、q、r）ことから、原告近藤の過去の社会的政治的活動に関する情報を保管している。のみならず、上記評価の前提として、原告近藤がいかなる思想の下、いかなる運動に関心があるかという、原告近藤の思想信条に関する情報を保管している。

(3) 上記以外は一切の個人情報　岐阜県警警備部等は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

## 5 原告船田に関する情報

### (1) 議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア 職歴、弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告船田がぎふコラボの事務局長であった旨の情報をシーテック社に提供していることから、岐阜県警警備部等は、原告船田の職歴、ぎふコラボとの関係に関する情報を保管している（III o）。

#### イ 健康状態、病歴に関する情報、日常生活に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、その真偽はともかくとして、原告船田が「気を病んでおり入院中である」旨の情報を提供していることから、原告船田の健康状態や病歴に関する情報を保管している（III p）。

しかも、このような情報は、シーテック社と意見交換をしているときに偶然、入手したということが考えにくい情報であることからして、岐阜県警警備部等は、原告船田についての日常生活に関する情報を保管していたとみるべきである。

#### ウ 原告船田の交友関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告船田が原告三輪と「強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している」（Ⅲ 〇）との情報をシーテック社に提供していることから、岐阜県警警備部等は、原告船田の交友関係に関する情報を保管している。

（２）議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告船田に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警警備部等は、原告船田について職歴、病歴、交友関係に関する情報を提供しており、原告船田の私生活及び社会生活に関する情報を保管している。

また、原告船田を通じて、風力発電施設建設の反対運動が全国に広がってゆく可能性があるとして評価している（Ⅲ 〇）。その前提として、原告船田の自然環境保護についての市民運動に関する情報を保管していることが明らかである。

さらに、原告船田が本件施設建設に関する運動には一切関与していないにもかかわらず、岐阜県警大垣署警備課とシーテック社との情報交換において原告船田の名が挙げたのは、岐阜県警警備部等が原告船田の過去の社会的政治的活動に関する情報を保管していることはもちろん、原告船田がいかなる思想の下でいかなる運動に関心があるかという原告船田の思想に関する情報を保管しているためである。

（３）上記以外は一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第 1 で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

第 3 警察庁警備局において保管している情報

## 1 はじめに

警察庁警備局は、岐阜県警警備部等、及び警視庁・北海道警・大阪府警・京都府警・その他の県警警備部並びにこれら都道府県警察の各警察署警備課（以下、都道府県警警備部等という）から報告を受ける形で、原告らの個人情報とを保管している。以下では、原告毎に、警察庁警備局が保管している情報について主張する。

## 2 原告三輪に関する情報

### (1) 議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア シーテック社が大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」（以下、「南伊吹風力発電事業」という）の是非をめぐる活動への関与に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告三輪が「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報をシーテック社に提供しており

(I f)、その前提として、岐阜県警警備部等は、原告三輪が南伊吹風力発電施設建設に反対している旨の情報を保管している。また、風力発電に関する勉強会を開催したこと (IV c)、いちのせグリーンプラザ使用申し込みをしたこと (IV g) につき、シーテック社から情報を収集しており、これらの情報も保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

#### イ ゴルフ場開発反対運動に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告三輪が「メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した (I g) との情報をシーテック社から収集しており、かかる情報を保管している。もっとも、岐阜県警警備部等はこの情報を既に保管していたものとみられる。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保

管をしている。

ウ 弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告三輪が「岐阜コラボ法律事務所と繋がり」があること、原告松島と交代で友の会役員を行っている(Ⅱ k)との情報を提供しており、弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

エ 原告船田との交友関係に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、それが正しいかどうかは別にして、原告三輪が原告船田と強くつながっており、そこから反対運動が全国に広がってゆく可能性があるとして評価しており(Ⅲ o)、原告三輪と原告船田の交友関係に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

オ 特定政党への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民が嘆願書を提出し、原告三輪が記者会見で意見を述べた新聞記事を読み、「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」(Ⅲ n)との評価をしている。このような評価をしているのは、その評価が正しいかどうかはともかくとして、岐阜県警警備部等が、原告三輪と日本共産党とが何らかの関わりを持っていると決めつける根拠となる情報を保管していることがうかがえる。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

(2) 議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告三輪に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。

具体的には次のとおりである。

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告三輪がぎふコラボ友の会に所属していること及びその役員をしている情報（Ⅱ k）、原告船田との交友関係に関する情報（Ⅲ o）を、シーテック社に提供している。その前提として、岐阜県警警備部等は、原告三輪の市民運動以外の社会生活に関する情報を保管している。

岐阜県警警備部等は、原告三輪が、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である（Ⅰ f）との情報を提供している。これは、原告三輪が、過去に「自然に手を入れる行為自体に反対する活動」、すなわち自然環境の保護を目的とした市民運動などに参加した経歴（以下、「市民運動歴」と表現する）を把握していたことが明らかであり、その情報量も「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」と評価しうる程度の膨大なものであることが伺える。これと同様のことが、「岐阜県内でも活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画しており」という発言からも読み取ることができる。原告三輪の過去の社会的政治的活動につき広く情報を保管していることは明らかである。

さらに、これらの情報は、いずれも活動内容についてのみの情報ではなく、市民運動における立場や原告三輪の思想内容に関する情報である。したがって、これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部等は原告三輪の自然や希少動物を保護すべきであるという思想信条に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等及び都道府県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

### （3）上記以外の一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保

管をしている。また、都道府県警警備部等から報告を受け、情報を保管している。

### 3 原告松島に関する情報

#### (1) 議事録上具体的に表れている個人情報

##### ア 南伊吹風力発電事業の是非をめぐる活動への関与に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告松島が「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報をシーテック社に提供しており（I f）、また、原告松島が風力発電事業に関して法律事務所に相談に行った気配があるとの情報を提供している（II 1）。このような情報提供の前提として、岐阜県警警備部等は、原告松島が風力発電事業の是非をめぐる活動への関与に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

##### イ ゴルフ場開発反対運動に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告松島が、「以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した（I g）との情報をシーテック社から収集しており、保管している。もっとも、岐阜県警警備部等はこの情報を既に保管していたものとみられる。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

##### ウ 弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告松島が、「岐阜コラボ法律事務所と繋がりを」持っていること（I 1）、2014年度ぎふコラボ友の会の役員となったこと（II j）、原告三輪と交代で友の会の役員を行っていること（II k）、本件施設建設に関して法律相談をしたこと（II 1）について、シーテック社に情報提供としており、その前提として、岐阜県警警備部等は弁護士法人ぎふコラボ及び同

友の会との関係に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

#### エ 特定政党との関係

岐阜県警警備部等は、大垣市上石津町上鍛冶屋地区の住民が嘆願書を提出し、原告三輪が記者会見で意見を述べた新聞記事を読み、「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う」(Ⅲ n) との評価をしている。このような評価をしているのは、その評価が正しいかどうかはともかくとして、岐阜県警警備部等は、原告三輪のみならず、原告松島と日本共産党とが何らかの関わりを持っているとの情報を保管しているからである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

#### (2) 議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告松島に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警大垣署警備課警察官は原告松島を「松島住職」と呼んでおり(Ⅱ j)、原告松島の職業に関する情報をシーテック社に提供している。また、原告松島の妻の地元における役割、立場に関する情報を収集している(Ⅱ 1)。さらに、2014年度ぎふコラボ友の会役員になった(Ⅱ j)こと、原告三輪と交代で友の会役員を行っているようである(Ⅱ k)との情報を提供している。これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部等は、市民運動に限らず、原告松島の私生活及び社会生活に関する情報を保管している。

岐阜県警警備部等は、原告松島が、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である(Ⅰ f)との情報を提供している。これは、原告松島が、過去に「自然に手を入れる行為自体に反対する活動」、すなわち自然環

境の保護を目的とした市民運動などに参加した経歴（以下、「市民運動歴」と表現する）を把握していたことが明らかであり、その情報量も「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」と評価しうる程度の膨大なものであることが伺える。これと同様のことが、「岐阜県内でも活発に自然破壊反対や希少動物保護にも参画しており」という発言からも読み取ることができる。原告松島の過去の社会的政治的活動につき広く情報を保管していることは明らかである。

さらに、これらの情報は、いずれも活動内容についてのみの情報ではなく、市民運動における立場や原告松島の思想内容に関する情報である。したがって、これらの情報を提供する前提として、岐阜県警警備部等は原告松島の自然や希少動物を保護すべきであるという思想信条に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等及び都道府県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

### （3）上記以外の一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。また、都道府県警警備部等から報告を受け、情報を保管している。

## 4 原告近藤に関する情報

### （1）議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア 私生活に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告近藤について、大垣市内に居住すること（I m）、「60歳を過ぎているが東京大学を中退している」（I n）との情報をシーテック社に提供している。その前提として、岐阜県警警備部等は、原告近藤

の住所、年齢、学歴などの私生活に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

イ 自然環境保護に関する市民運動についての個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤について、「自然破壊につながることは敏感に反対する」と評価しているが（I m）、その前提として、自然環境保護に関する原告近藤の過去の市民運動歴についての情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

ウ 弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤とぎふコラボとの連携により、大々的な市民運動へと展開する可能性があるとして評価しており（I o）、このような評価の前提として、原告近藤とぎふコラボの関係に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

エ 日常の動静に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が、「風車事業に対して動き出す気配がある」と評価しており（IV b）、その前提として、原告近藤の日常の動静に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

オ 2014年6月26日に行われた中部電力株式会社の株主総会における発言内容などの個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が上記総会において質問をしたこと（IV h）、及びその質問内容（IV j）について、シーテック社から情報を収集しており、保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

カ 西濃憲法集会への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が、ぎふコラボの主催する「西濃憲法集会」が一息ついたため、風車事業反対活動に本腰を入れそうであると評価し（IV m）、その前提として、原告近藤が「西濃憲法集会」に関与していること及びその関与の程度につき、情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

キ 徳山ダム建設中止を求める運動及び同訴訟への関与に関する個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤が徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であると評価しており（IV o）、その前提として、徳山ダム建設中止を求める運動及び同訴訟への関与につき、情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

ク 武田恵世との関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警察官は、内容の真偽はともかくとして、原告近藤が徳山ダム建設中止訴訟の際に武田恵世と知り合ったこと（IV p）、その後、原子力発電反対でも同人とつながっていること（IV p）につき、シーテック社に情報提供している。その前提として、岐阜県警警備部等は、原告近藤と武田恵世との交友関係などについて、何らかの情報を保管しているとみられる。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

ケ 反原発・自然環境保護運動への関与に関する個人情報

原告近藤は、風力発電施設建設に関する運動には何ら関与していないにも関わらず、第1回目の情報交換で名前を挙げられている。さらに、岐阜県警警備部等

は、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せる」(IV r)と評価している。これは、岐阜県警警備部等が、原告近藤の過去の市民運動の内容に着目し、風力発電施設建設に関しても何らかの運動をする可能性があるとして評価したためである。このような評価をする前提として、岐阜県警警備部等は、原告近藤の過去の市民運動への関与に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

## (2) 議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告近藤に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警警備部等は、原告近藤の年齢、学歴、特徴について情報を収集して提供しており (I m、n)、原告近藤の私生活に関する情報を広く保管している。

また、原告近藤と弁護士法人ぎふコラボとの関わり、西濃憲法集会への関わり、徳山ダム建設中止訴訟への関わりなどの情報を提供していることから、広く原告近藤の社会生活についての情報、市民運動との関わりについての情報を保管している。

さらに、岐阜県警警備部等は、原告近藤が「自然破壊につながることは敏感に反対する」と評価し (I m)、原告近藤が他者と連携することで本件事業が停滞すると考え (I n、o)、このような連携を回避したいと意思表示し (I p)、今後の本件事業に対する原告近藤の行動を予測している (IV m、q、r) ことから、原告近藤の過去の社会的政治的活動に関する情報を保管している。のみならず、上記評価の前提として、原告近藤がいかなる思想の下、いかなる運動に関心があるかという、原告近藤の思想信条に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等及び都道府県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

### (3) 上記以外の一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、収集・保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。また、都道府県警警備部等から報告を受け、情報を保管している。

## 5 原告船田に関する情報

### (1) 議事録上具体的に表れている個人情報

#### ア 職歴、弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告船田がぎふコラボの事務局長であった旨の情報をシーテック社に提供していることから、岐阜県警警備部等は、原告船田の職歴、ぎふコラボとの関係に関する情報を保管している（Ⅲ o）。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

#### イ 健康状態、病歴に関する情報、日常生活に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、その真偽はともかくとして、原告船田が「気を病んでおり入院中である」旨の情報を提供していることから、原告船田の健康状態や病歴に関する情報を保管している（Ⅲ p）。

しかも、このような情報は、シーテック社と意見交換をしているときに偶然、入手したということが考えにくい情報であることからして、岐阜県警警備部等は、原告船田についての日常生活に関する情報を保管していたとみるべきである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

#### ウ 原告船田の交友関係に関する個人情報

岐阜県警大垣署警備課警察官は、原告船田が原告三輪と「強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している」（Ⅲ 〇）との情報をシーテック社に提供していることから、岐阜県警警備部等は、原告船田の交友関係に関する情報を保管している。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

## （２）議事録から保管をしていることが読み取れる個人情報

岐阜県警警備部等は、原告船田に関する生活環境・自然環境保護などを目的とした活動その他の社会的政治的活動、思想信条に関する個人情報を保管している。具体的には次のとおりである。

岐阜県警警備部等は、原告船田について職歴、病歴、交友関係に関する情報を提供しており、原告船田の私生活及び社会生活に関する情報を保管している。

また、原告船田を通じて、風力発電施設建設の反対運動が全国に広がってゆく可能性があるとして評価している（Ⅲ 〇）。その前提として、原告船田の自然環境保護についての市民運動に関する情報を保管していることが明らかである。

さらに、原告船田が本件施設建設に関する運動には一切関与していないにも関わらず、岐阜県警大垣署警備課とシーテック社との情報交換において原告船田の名が挙げたのは、岐阜県警警備部等が原告船田の過去の社会的政治的活動に関する情報を保管していることはもちろん、原告船田がいかなる思想の下でいかなる運動に関心があるかという原告船田の思想に関する情報を保管しているためである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等及び都道府県警警備部等から報告を受け、保管をしている。

## （３）上記以外の一切の個人情報

岐阜県警警備部等は、保管していた情報のうち、シーテック社に提供することが特に有用と考えられるごく一部の情報を提供したに過ぎない。これだけの情報

を容易に提供できる以上、第1で述べたとおり、他にも様々な情報を保管していることが明らかである。

警察庁警備局は、これらの情報につき、岐阜県警警備部等から報告を受け、保管をしている。また、都道府県警警備部等から報告を受け、情報を保管している。

#### 第4 まとめ

以上のとおり、岐阜県警警備部等は、シーテック社との情報交換においてたまたま提供した情報以外にも、様々な情報を保管している。本件において原告らが抹消請求の対象としている情報は、岐阜県警警備部等が原告らの情報を保管した点については、シーテック社の議事録に記載された情報のみを対象としているのではなく、岐阜県警警備部等が保管している原告らのありとあらゆる情報についてである。

また、警察庁警備局は、岐阜県警警備部等がシーテック社との情報交換においてたまたま提供した情報以外にも、様々な情報を保管している。本件において原告らが抹消請求の対象としている情報は、警察庁警備局が原告らの情報を保管した点については、シーテック社の議事録に記載された情報のみを対象としているのではなく、警察庁警備局が保管している原告らのありとあらゆる情報についてである。

以上